

工事関係書類における押印廃止に係る留意点について

令和3年1月1日より、工事関係書類について押印を廃止いたします。廃止後の留意点は下記のとおりとなります。提出に置きましたは令和3年1月1日以降の書類の適用となりますのでご注意ください。

記

1. 押印廃止となる主な文書（工事共通）

文書	留意点
豊橋市工事監督要領 豊橋市工事等検査要綱 豊橋市請負工事成績評定及び通知要領 指定部分しゅん工検査の取扱いについて 随時検査要領 豊橋市の補助事業に係る技術審査要領 豊橋市のPFI事業等に係る完工確認要領 豊橋市工事書類簡素化要領 契約検査課ホームページ記載様式 その他工事関係書類 上記の要領要綱の様式	下記について押印廃止。 ○受注者 ・社印、代表者印 ・現場代理人、主任技術者、監理技術者印 ○発注者 ・課長印 ・検査員印 ・検査立会人印 ・監督員印

2. 押印廃止となる主な文書（工事施工管理等）

文書等	留意点
○土木系 ・愛知県現場必携様式 を使用し、提出する文書	下記について押印廃止。 ○受注者 ・社印、代表者印 ・現場代理人、主任技術者、監理技術者等印 ・測定者印
○建築系 ・建築課ホームページ 記載様式	下記について押印廃止。 ○受注者 ・社印、代表者印 ・現場代理人、主任技術者、監理技術者等印 ・測定者印

3. その他

- ・押印しないことを強制するものではないため、押印された書類も従来通り受け付けます。